

「本人確認書類」について

平成20年5月1日の住民基本台帳法及び戸籍法の改正により、住民票の写し・戸籍謄抄本等の証明書を請求される場合や住民異動等を届出られる場合には、窓口に来られた方の本人確認書類の提示が義務づけられました。

また、この改正に伴い、同一世帯員以外の方からの住民票の請求や直系の親族以外の方からの戸籍謄抄本等の請求には、委任状が必要となりました。

これは、第三者による虚偽の請求や届出等を防止し、個人情報保護を目的としたもので、虚偽その他の不正手段による証明書の交付についての罰則も強化されています。

皆様のご理解・ご協力をお願いします。

上記の手続きに必要な本人確認書類については以下をご参照ください、

※1点の提示で確認できるもの

■運転免許証■パスポート■顔写真付きの住民基本台帳カード

■在留カード■特別永住者証明書■身体障害者手帳■船員手帳■海技免状■小型船舶操縦免許証

■猟銃・空気銃所持許可証■戦傷病者手帳■宅地建物取引主任者証■電気工事士免状■無線従事者免許証

など本人の顔写真貼付の官公署が発行した書類（有効期限のものでかつ内容が最新のもの）

※2点の提示が必要なもの

国民健康保険証健康保険証船員保険証介護保険証後期高齢医療保険証

共済組合員証国民年金手帳国民年金、厚生年金保険、船員保険にかかる年金証書

共済年金証書恩給証書など

本人の顔写真が貼付されていない書類（有効期限内のもの）

郵便による請求の場合も同様に本人確認が必要になりますので、本人確認書類の写しを同封してください。

委任状が必要な手続きについてはこちらをご参照ください。

<http://www.city.ikoma.lg.jp/download/shinseisho/files/03100-0901.pdf>